

令和3年度 第1回静岡市債権管理委員会

令和3年6月1日(火)
14:00~15:30 市長公室

次 第

- 1 【報告】令和2年度滞納整理強化期間の実施状況（主要債権）・・・資料1
- 2 【報告】令和2年度債権管理ヒアリング所管課取組状況・・・資料2
- 3 【審議】令和3年度主要債権の管理に関する取組方針・・・資料3
- 4 【報告】債権管理条例運用指針の改訂・・・資料4
- 5 【報告】債権管理委員会設置要綱の改正・・・資料5

- 6 今後のスケジュール（予定）
 - (1) 第2回債権管理委員会（9～10月）
 - 内容・令和2年度債権の未収金の状況
 - ・滞納整理強化期間実施計画
 - ・ヒアリング実施結果

 - (2) 第3回債権管理委員会（令和4年2～3月）
 - 内容・令和4年度事業計画について
 - ・債権放棄に関する審議 等

静岡市債権管理委員会委員名簿

(令和3年4月1日現在)

委員長	副市長	大長	義之
委員	総務局長	渡辺	裕一
同	財政局長	大石	貴生
同	葵区長	前田	誠彦
同	駿河区長	田中	朗
同	清水区長	堀池	明
同	保健福祉長寿局長	杉山	友章
同	子ども未来局長	青野	志能生
同	都市局長	宮原	晃樹
同	上下水道局長	服部	憲文

令和2年度 滞納整理強化期間実施状況(主要債権)

項番	局名	課名 (○総括課)	債権名	実施期間	取組内容		実績・効果 ()内は前年度実績
					現年分<<未収債権の早期回収>>	滞線分<<未収債権の縮減>>	
1	財政局	○滞納対策課 納税課 清水市税事務所	市税	①1回目 令和2年11月 ②2回目 令和3年2月	<納税課及び清水市税事務所> 税目別毎に月単位で催告及び財産調査等が計画された滞納整理事務スケジュールに則り、次のとおり実施した。 (1)夜間催告及び調査(電話等)16日間 (2)一斉文書催告 ①1回目 6,522件 ②2回目 1,416件 (3)夜間納税相談窓口開設 4回 (内、2回(2月)は電話のみ) (4)休日納税相談窓口開設 2回 (内、1回(2月)は電話のみ)	<滞納対策課> 高額事業等滞納整理の重点実施項目が計画された滞納整理事務スケジュールに則り、次のとおり実施した。 (1)夜間催告及び調査(電話等)16日間 (2)夜間臨戸調査 8日間(11月) (3)夜間納税相談窓口(電話のみ)開設 2日間(2月) (4)休日納税相談窓口(電話のみ)開設 1日間(2月) (5)不動産公売 1回 (6)インターネット公売 1回	①1回目 ・対象の収入未済額 829,557千円(1,100,726千円) ・期間収入額 204,683千円(250,279千円) ・期間収入率 24.7%(22.7%) ・不動産公売 落札2件(落札1件) ・夜間及び休日納税相談による 納付約束額 7,520千円(14,900千円) 現金徴収額 798千円(857千円) ②2回目 ・対象の収入未済額 463,109千円(676,582千円) ・期間収入額 101,730千円(133,000千円) ・期間収入率 22.0%(19.7%) ・不動産公売 落札0件(落札1件) ・夜間及び休日納税相談による 納付約束額 12,487千円(8,324千円) 現金徴収額 ※0円(432千円) ※コロナ対策のため来庁者用窓口を設けず
2		福祉債権収納対策課	国民健康保険料(税)	令和2年11月2日～12月28日	平日昼間通話不能事案に対する電話催告(現年度分・滞納繰越分共通) ・夜間電話催告 15回(火・木曜日) ・休日納付相談 1回(11月29日) ペイジー口座振替受付サービス等による口座振替加入強化	平日昼間通話不能事案に対する電話催告(現年度分・滞納繰越分共通) ・夜間電話催告 15回(火・木曜日) ・休日納付相談 1回(11月29日) 冬のボーナスを踏まえた少額分納事案の増額折衝 対象事案の呼出折衝	滞納処分 70件(103件) 処分停止 136件(53件) 口座振替加入件数 94件(164件) 分納事案の増額 72件(50件) 令和2年12月未収納率が 現年度分 65.26% 前年同月比よりも0.37ポイント 滞納繰越分 21.24% 前年同月比よりも1.74ポイント 向上
3	保健福祉長寿局	○介護保険課 3区高齢介護課	介護保険料	令和2年11月1日～令和3年1月31日	<介護保険課> ・全滞納者への一斉文書催告 2回 ・夜間電話催告 3回 <3区高齢介護課> ・電話催告 3回	<介護保険課> ○長期滞納者及び分納不履行者への催告等 ・夜間電話催告 3回 ・財産調査 1回 ○全滞納者への催告 ・一斉文書催告 1回 <介護保険課及び清水区高齢介護課> ○長期滞納者及び分納不履行者への催告等 ・徴収員による催告 15日間(1月)	・期間収納率(普通徴収のみ)※ 現年分 33.80%(33.26%) 滞線分 5.47%(5.17%) ・電話催告による完納・分納約束 217件(228件) ・徴収員の催告による完納・分納約束 92件(74件) ※期間収納率 期間収入額/1月末時点の調定額
4		清水病院医事課	診療収入等	令和2年10月1日から令和3年2月28日までの年金支給月に実施 ・令和2年10月1日～令和2年10月31日 ・令和2年12月1日～令和2年12月28日 ・令和3年2月1日～令和3年2月28日	1 電話催告等の実施 (1)実施時期:期間中毎週実施 (2)対象:未折衝の債務者及び分納不履行者等 (3)内容:夜間自宅訪問による催告の実施 電話による催告の実施 (昼夜問わず) 文書による催告の実施 (電話不通者) 滞納整理強化期間における実施回数 1 夜間自宅訪問による催告 8回 2 休日自宅訪問による催告 2回 3 夜間電話による催告 3回	1 電話催告等の実施 (1)実施時期:期間中毎週実施 (2)対象:未折衝の債務者及び分納不履行者等 (3)内容:夜間自宅訪問による催告の実施 電話による催告の実施 (昼夜問わず) 文書による催告の実施 (電話不通者) 滞納整理強化期間における実施回数 1 夜間自宅訪問による催告 8回 2 休日自宅訪問による催告 2回 3 夜間電話による催告 3回 4 支払督促の実施(納付相談、申立て事前通知を含む) ※簡易裁判所へ、3人の申立てを実施	・期間中収納率 現年度分 39.90% (41.26%) 過年度分 10.60% (13.74%) ・期間中収入額 現年度分 1,859千円 (1,820千円) 過年度分 998千円 (1,241千円) ・催告対象者 現年度分 4,659千円 (4,411千円) 過年度分 9,414千円 (9,032千円) ※計画時より、催告対象者が増加した
5	子ども未来局	○幼保支援課 3区子育て支援課	保育所保育料 こども園使用料	<幼保支援課及び各区子育て支援課> 1 令和2年11月2日～12月25日 ①夜間電話催告 4日間 ②文書催告書送付 2 令和3年2月15日～3月12日 ①夜間電話催告 3日間 ②文書催告書送付	<幼保支援課> 1 令和2年11月2日～12月25日 ①夜間電話催告 4日間 ②文書催告書送付 2 令和3年2月15日～3月12日 ①夜間電話催告 3日間 ②文書催告書送付	滞納整理強化期間(令和2年11月2日～12月25日) 【収納率】 現年度分 25.87%(14.14%) 過年度分 4.59%(4.63%) ※収納率:期間収入額/12月末時点の調定額 ※緊急事態宣言等に伴う登園自粛により、保育料の減額を実施。 ①夜間電話折衝等による完納・分納約束 70件(192件) ②文書催告書送付 172件	
6	都市局	住宅政策課	市営住宅使用料	令和2年11月1日～令和3年1月31日	1 電話催告・納付指導 2 文書催告 3 夜間電話催告 9回(うち3回は通常の夜間電話催告を1時間延長) 4 休日納付相談 1回 5 現地調査 6 法的措置(明渡訴訟提訴5件、強制執行申立2件) ※損害賠償金含む	1 電話催告・納付指導 2 文書催告 3 夜間電話催告 9回(うち3回は通常の夜間電話催告を1時間延長) 4 休日納付相談 1回 5 現地調査 6 法的措置(明渡訴訟提訴5件、強制執行申立2件) ※損害賠償金含む	期間中の合計収入率22.68%(22.39%)
7	上下水道局	お客様サービス課	水道料金 下水道使用料	給水停止業務、電話催告、及び法的措置を見据えた文書催告・調査 令和2年9月～12月 転居催告 令和2年9月 夜間電話催告 令和2年11月 過年度1期催告 令和2年12月	・累計2期以上の滞納者に対する給水停止業務(予告通知・執行・納付相談) ・電話催告の実施 未納者に対し、電話により納付を促す	・転居催告(文書) H31年4月～R元年9月中止精算分 ・過年度1期催告(文書) H26年度～H30年度中1期のみ未納 ・支払督促、差押を見据えた文書催告、調査(滞納者の性質別類型化の分類に基づく長期及び下水道使用料のみの滞納者を対象) ・夜間電話催告の実施 4回(滞納者の性質別類型化の分類に基づく長期及び下水道使用料のみの滞納者を対象)	転居精算催告 ・期間収入額 815,790円(622,350円) ・期間収入率 28.56%(30.17%) ※催告前の収入未済額 2,855,960円(2,063,030円) 過年度1期催告 ・期間収入額 2,717,780円(2,030,180円) ・期間収入率 66.16%(53.94%) ※催告前の収入未済額 4,107,560円(3,764,090円) 長期及び下水道のみ滞納者への催告等 ・期間収入額 9,889,620円(7,205,933円) ・期間収入率 13.10%(9.48%) ・催告書送付 700件(740件) ・夜間電話催告 199件 納付約束42件 納付約束額3,000,174円 ※催告前の収入未済額 75,503,368円(76,038,511円)

令和2年度債権管理ヒアリング所管課取組状況

①主要8債権

課名	債権名	ヒアリングの結果抽出された課題等	左記に対する改善点や取組状況	H30 収入未済額 (A)	R1 収入未済額 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (D=B/A-1)
滞納対策課	市税	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理事務スケジュールに基づく組織的な進捗管理の徹底及び、納税課・清水市税事務所・滞納対策課における機能分担や滞納繰越分事案の移管を引き続きスムーズに実施することで、収納率向上に努めること。 電子マネー決済の拡充により、納付環境の一層の整備に取り組むこと。 滞納繰越分のバーコード決済の導入について、今後引き続き積極的な検討を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理事務スケジュールに基づく滞納整理を確実に実施するとともに、納税課・清水市税事務所・滞納対策課における機能分担を一部見直しした。具体的には、静岡地方税滞納整理機構から返還される事案の受入れを一律滞納対策課とした。加えて、年度切替時の移管条件を変更し、滞納対策課がより多くの事案を受持つ取扱いとした。これにより、より一層、納税課・清水市税事務所の負担を軽減し、現年事案に注力できる環境を整えた。 令和2年12月より、PayPayによる市税納付を開始し、納付環境がより一層整備された。 滞納繰越分のバーコード決済導入については、令和3年度予算にて導入経費が措置され、令和3年度中の導入に向けて準備を進めている。 	1,583,216,204	1,473,767,670	-109,448,534	-6.91%
介護保険課	介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> 預金差押えについて、引き続き取り組むこと。 コンビニ収納、ラインペイについて効果の検証を実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 預金差押えについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への保険料減免業務が多忙であったため、実施することができなかった。 コンビニ収納については平成30年度に導入してから3年目であり、コンビニ収納額の現年度普通徴収額に占める割合は、2月末時点で平成30年度が18.80%であったのに対し、令和2年度は22.89%と増加している。また、LINE Pay等のキャッシュレス決済の実績については、190件で180万円の収納があった。キャッシュレス決済はコロナ禍において有効な納付手段であるため、今後も利用促進に向け周知を図っていく。 	236,497,554	198,183,490	-38,314,064	-16.20%
福祉債権 収納対策課	国民健康保険料 (税)	<ul style="list-style-type: none"> 各区の協力の下、引き続きページ口座振替受付サービスを活用することにより、更なる口座振替納付の割合拡大に努めること。 預金電子照会、検索及び不動産公売の実施に向けて引き続き研究を進めること。 督促状、催告書の(コンビニ納付用)バーコード印刷については、更なる収入率向上につながるため、導入を目指していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替加入促進を図るため、ゆうちょ銀行・JA静岡・JA清水を取り扱えるよう変更した。また、各区との連携を図るため、口座振替に関する打ち合わせを開催し、職員の意識向上を図るとともに各区への協力依頼を行った。 預金電子照会については、現状、取扱できる金融機関に限られているため、費用対効果があまり上げられないと見込まれるが、市税とも連携し、研究を進めている。公売、検索に関しても、効率のよい滞納整理を推進するため、引き続き研究を進めている。 督促状、催告書のコンビニ収納については、令和3年末までの導入を目指して、現在システム改良等を進めている。 	2,555,938,079	2,053,149,100	-502,788,979	-19.67%
清水病院医事課	診療収入等	<ul style="list-style-type: none"> 現年度分、滞納繰越分ともに毎年度着実に収入未済額を縮減しており、収入率においても右肩上がりの好成績を収めている。 「支払督促の基準」に基づき、今後も、裁判所の支払督促制度の活用を念頭に置いた積極的な滞納整理を進めること。 預金調査の実施に向けた研究を継続すること。 包括外部監査の指摘にあるとおり、長期間に渡って入金実績の無い債権について、債権放棄に関する考え方・方針を再検討すること。 債権管理システムを導入した際は、その効果の検証を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 支払督促の予告通知を20件送付し、簡易裁判所へ支払督促申立を3件実施した。 預金調査については、他部署から情報収集し、調査方法を検討した。 債権放棄については、長期間に渡って入金実績の無い債権等について、債権放棄に関する考え方・方針を定めた。 	121,365,749	114,336,552	-7,029,197	-5.79%
幼保支援課	保育所保育料	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育料、子ども園使用料ともに収入率が毎年向上しており、特に滞納繰越分が大きく上昇している。引き続き福祉債権収納対策課と連携し、収入率を高めていくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から福祉債権収納対策課と定例会を開催し、情報交換を行うことで、連携の強化を図り、収入未済額の圧縮に努めている。 納付促進のため、例年は新規入園者で口座振替未実施者に口座振替勧奨を行ったが、令和2年度は在園者で口座振替未実施者に対しても勧奨を行い、口座振替の向上に努めている。 納付機会の拡大のため、コンビニ収納等の新たな納付方法の検討を進めている。 	51,860,765	27,130,900	△ 24,729,865	-47.69%
	子ども園使用料	<ul style="list-style-type: none"> 納付促進のため、口座振替加入率の向上に引き続き積極的に取り組むこと。納付機会拡大のため、コンビニ収納等新たな納付方法の検討を行うこと。 		64,355,043	49,550,376	△ 14,804,667	-23.00%
住宅政策課	市営住宅使用料	<ul style="list-style-type: none"> 現年度分、滞納繰越分ともに毎年度着実に収入未済額を縮減しており、収納率も向上している。現年度分については、引き続き早期解消を徹底し、それによって翌年度繰越分の抑制に努めること。 明渡訴訟、強制執行の申立てについては、新型コロナウイルス感染症の状況に注意しつつも事務スケジュールに沿って的確に実施し、滞納繰越分の収入未済額の縮減を図ること。 市の歳入全体の電子マネー決済導入状況を見ながら、市営住宅使用料等についても導入を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 引続き、現年度分滞納の早期解消を徹底し、翌年度への滞繰分の抑制に努める。また、明渡訴訟、強制執行の申立てについても、新型コロナウイルス感染症の状況に注意しつつ、必要なものは事務スケジュールに沿って的確に実施し、滞納繰越分の収入未済額の縮減を図っていく。 市のキャッシュレス(電子マネー)決済導入状況を注視し、費用対効果を高めるためにも、他債権と足並みを揃え適切な時期に、市営住宅使用料等についても導入を検討していく。 	146,845,262	115,709,543	-31,135,719	-21.20%
お客様サービス課	水道料金	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の滞納繰越分について、令和元年度決算において収納率が向上している。今後も夜間電話催告等新しい方策を積極的に取り入れ、収納率向上に取り組まなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水停止ができないもの、または給水停止をしてもなお債権回収の見込みのないものについて、支払督促の申立をした。実施件数 23件(事前通告31件) 夜間電話催告を導入し、滞納整理強化期間に199件実施した。 住民票の公用請求により、居所不明者等の調査を実施した。2,691件 令和3年2月よりICT推進課の住民基本台帳データ端末にて直接閲覧が可能となり、調査時間の短縮、事務の効率化が図られた。 7月からページ口座振替受付サービスでゆうちょ銀行を追加。 	276,199,093	212,952,448	-63,246,645	-22.90%
	下水道使用料	<ul style="list-style-type: none"> 民事執行法の改正に関連し、債務名義を取得した債権の裁判所による財産調査の要件について情報収集を行い、債権管理担当とも情報共有をしていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> 電子マネー等決済については、6月にLINE Pay(ラインペイ)、即時口座振替サービスの楽天銀行コンビニ支払サービス、7月からPay Pay(ペイペイ)、即時口座振替サービスのPayB(ペイビー)を導入。 民事執行法の改正に関連し、債務名義を取得した債権の裁判所による財産調査の要件等については、静岡地方裁判所民事執行部にて確認し、既に情報提供済みですが、今後も積極的に情報収集を行い、情報提供・情報共有をしていきます。 今後も、現年分未収債権の早期回収(繰り越しさせない取組)と、滞納繰越分未収債権を縮減する取組を両輪で実施していく。高額、困難案件の対応や法的措置等に職員がより専念できるよう包括業務受託者との対応業務の整理、検討を実施する。 	242,392,574	233,848,143	-8,544,431

令和2年度債権管理ヒアリング所管課取組状況

②令和元年度決算において収入未済額が100万円以上ある債権のうち、平成30年度決算と比較して収入未済額が増加した債権

課名	債権名	ヒアリングの結果抽出された課題等	左記に対する改善点や取組状況	H30 収入未済額 (A)	R1 収入未済額 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (D=B/A-1)
福祉総務課	生活保護返還金 ・徴収金・戻入金	<ul style="list-style-type: none"> ・63条返還金について、77条の2を適用したものについて、生活保護費からの充当を確実にすること。 ・担当者の打ち合わせを3区で様式の異なる債権管理台帳について、その見直しについて引き続き検討を行うこと。 ・厚生労働省の基準に従って、年1回以上の催告、戸籍調査等を適正に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初より、63条返還金のうち77条の2を適用したものについて、納期限到来後、速やかに訪問等により折衝し、本人から同意を得て生活保護費からの充当を進めている。 ・3区で様式の異なる債権管理台帳について、見直しを検討した。その結果、従来各所で記載事項があいまいだった催告の記録や折衝の方法について必ず台帳に記録を残すよう意識統一した。 ・10～12月に実施した滞納整理強化期間に、納付のないものについて一斉催告を行い、居所不明者に対しては戸籍調査による居所把握を実施した。 	246,396,299	266,243,510	19,847,211	8.05%
	生活保護徴収金			58,024,133	72,392,481	14,368,348	24.76%
保険年金管理課	国保給付不当利得返還金 (一般被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月に「オンライン資格確認」が導入されるまでの間は、例月の業務として医療機関の協力を得ながら保険者間の調整により不当利得の縮減に努めること。 ・「オンライン資格確認」の導入後、その効果について情報提供いただきたい。 ・「オンライン資格確認」の導入で資格過誤による不当利得が大幅減になるとのことであるので、その分を区分変更による不当利得の縮減に注力すること。 ・少額かつ回収の見込みの無い債権について徴収停止の処分を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月より「オンライン資格確認」が導入されたが、令和3年2月現在の顔認証付きカードリーダーの申込数が、病院で38.0%、医科診療所で21.0%、歯科診療所で23.3%、薬局で44.6%、「オンライン資格確認」の定着にはまだ時間が掛かると考えられる。 ・例月の業務の強化として、資格過誤、負担割合過誤の不当利得の縮減に努めた結果、22,500,848円の請求に対し、7,430,965円の収入、令和2年度の年間目標収入率の15%を大幅に超え33.03%を達成することができた。 	28,004,052	33,236,549	5,232,497	18.68%
子ども家庭課	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の強化が図れない中、滞納繰越分について民間委託をする工夫をすることで債権回収を進めたことにより、令和2年度の貸付費充当分の一般会計からの繰出しがゼロとなる効果をあげた。回収率の向上のため、今後も民間委託の件数をさらに増やすよう検討すること。 ・現年分の回収率を向上させることで、滞納繰越の額が増えることも抑制されるので、連帯借受人、連帯保証人に早期に督促、催告を実施すること。 ・違約金が免除とならないことが明らかなものについても、民間委託を検討すること。 ・古い債権について債権放棄を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託を実施した結果、委託前の平成28年度過年度元利回収率3.5%に比べ、令和2年度3月末時点では過年度元利回収率12.0%となった。 ・滞納整理強化期間において電話催告や連帯保証人への催告を実施した。納付約束した者について、その後も現年度債権を中心に納付状況を確認し催告を行っている。今後は静岡市の債権管理マニュアルに沿って事務を執り行う。 ・違約金についても令和3年度から委託を開始するべく対象者の精査を行っていく予定である。 ・現年分の回収率を向上させるため、新たに滞納が始まった方に電話催告を実施することとした。 	433,477,064	443,774,394	10,297,330	2.38%
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金違約金			74,933,263	87,867,018	12,933,755	17.26%
	児童扶養手当 過払金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、現年分の回収率が大きく向上した(H30 46.87%→R1 76.54%)。引き続き現年分の回収率を向上させる取組を進めること。 ・定期的な催告を引き続き実施すること。 ・支払督促の実施を検討すること。 ・少額分納の見直しを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、現年分の回収率が44.03%であった。(令和3年4月13日現在)令和3年3月30日に、1,868,970円の多額債権が発生したため回収率が減少した。この債権を除く現年度回収率は65.91%であり、高い水準で回収できている。 ・定期的な催告を引き続き実施した。 ・分納希望者に対し、償還計画が5年以上とにならないように指示し、少額分納とならないよう取り組んだ。 	18,559,338	19,882,568	1,323,230	7.13%
中央卸売市場	施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理強化期間の実施計画において、収入未済額の圧縮に向けた原因分析及び解決策が昨年度とほぼ同じ内容であるため、解決策は実行可能であるか、その実施により効果があるか、他に方策はないか等において再検討すること。 ・破産手続開始の決定がなされた案件については、可能な限り未収金を回収するとともに回収不能分は債権放棄を確実にすること。 ・高額滞納者の未収金については、納付計画に基づき確実に納付がなされるよう組織をあげて取組むこと。 ・未収金が毎年累積している債務者について、引続き現年度分の早期催告・回収に注力することにより、滞納繰越分の抑制に注力すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破産手続開始決定がなされた案件は債権届出したものの、回収できたのは財団債権の一部だけであり、破産財団が破産手続費用を支弁できないとして破産廃止決定を受けたため、債権放棄の手続きを行った。 ・滞納整理月間は高額累積滞納者2社について、当初は施設使用許可更新に絡めて折衝を行った中で、分納不履行だった過年度分の納付があったものの、秋ごろから現年分も納付状況が芳しくなくなったため、年明けから3月にかけて折衝を繰り返した結果、分納計画の大枠は変更せずに春先に不履行分の納付をすることを約した。今後の分納履行を随時確認していく。 ・高額滞納者は組織全体で情報を共有し、対応している。現状は現年分の納期内納付、黒字化した利益を過年度滞納分に充てることで、令和16年度までの納付計画を着実に進めている。 	97,301,165	97,501,608	200,443	0.21%
	電気・水道料金等納付金			57,848,173	59,317,651	1,469,478	2.54%
市街地整備課	東静岡駅周辺 区画整理事業 清算金	<ul style="list-style-type: none"> ・適時の催告による延滞金の早期回収に努めること。 ・債権管理台帳による折衝記録等を引き続き適切に管理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①延滞金の早期回収 債務者に対して折衝し、納付書を送付した。 ②債権管理台帳による折衝記録等を引き続き適切に記録等管理を行った。 	1,772,622	2,534,809	762,187	43.00%

令和2年度債権管理ヒアリング所管課取組状況

③令和元年度決算で初めて収入未済が生じた債権(ヒアリング時において、財務会計システム上で収入未済がなくなっている債権を除く。)

課名	債権名	ヒアリングの結果抽出された課題等	左記に対する改善点や取組状況	H30 収入未済額 (A)	R1 収入未済額 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (D=B/A-1)
東京事務所	清掃業務の委託解除に伴う債権(雑入)	・引き続き、債権者集会に出席、または破産管財人弁護士に連絡を行うなどして、破産手続きの状況を確認すること。 ・配当があれば収入を、債権の全額が配当されず破産手続きが終了したとき(破産法220条1項)は残額について会計上の不納欠損の処理を、破産手続きが廃止したとき(同法216条、217条)は債権放棄の手続きを経て不納欠損の処理をすること。	・令和2年12月3日の債権者集会に出席した。また、同日に破産手続きの廃止が決定し、債務の履行の見込みがなくなったことを確認した。 ・債権放棄の手続きを経て不能欠損の処理を行った。 債権放棄決裁:3/24		4,411	4,411	
企画課	新幹線通学資金貸付金	・早期の督促、催告を実施すること。 ・連帯保証人に早期に請求を行うこと。	・滞納者2名に対して、督促・催告(電話・夜間臨戸)を実施しているところ。 ・令和3年4月から新幹線通学費貸与事業支援システムが稼働し、住基連携による居所の調査が可能となる。 ・令和3年4月2日、滞納者2名のうち1名の保護者から電話があった。納付書の再送付依頼があったため、令和3年4月30日納期限の納付書を送付した。 ・1名については、令和3年4月12日に臨戸訪問を行った。不在のため催告書及び令和3年4月30日納期限の納付書をポストに投函した。 ・令和3年4月30日の納期限までに納付がない者に対しては督促・催告を続け、連帯保証人に請求を行う予定である。		387,000	387,000	
戸籍管理課	弁償金(仮ナンバー)	・納付を促すために今後発送する催告書には遅延損害金を徴収する旨記載すること。 ・これまで、電話催告、訪問催告を20回以上実施していただいている。費用倒れ債権であり、今後相手方の意思に変化がない場合は、静岡市債権管理条例第6条第4項に基づく徴収停止を検討すること。	滞納対策課より指摘を受け、令和2年10月20日付で遅延損害金を徴収する旨の内容を明記した催告書を送付したが、支払がなかった。そのため、指導事項に従い、経過観察措置として徴収停止の専決を静葵戸第2602号にて起案し、令和3年3月15日付で徴収停止を開始した。		1,300	1,300	
障害者支援推進課	自立支援給付費に係る返還金	・定期的に相手方弁護士と連絡を取り破産申立ての準備の状況を確認すること。 ・破産手続きが開始した後、配当があれば収入を、債権の全額が配当されず破産手続きが終了したとき(破産法220条1項)は残額について会計上の不納欠損の処理を、破産手続きが廃止したとき(同法216条、217条)は債権放棄の手続きを経て不納欠損の処理をすること。	令和3年4月時点では、相手方弁護士により破産の手続きが進行中である旨を確認している。 引き続き、定期的に相手方弁護士と連絡を取り、破産申立ての進捗状況の確認及び収入等について、対応していく。		6,374,332	6,374,332	
こども園課	食材料費実費徴収分(雑入)	・引き続き口座振替の勧奨を継続すること。 ・早期の督促、催告を実施すること。 ・保育料を所管する幼保支援課と連携した回収が可能か検討すること。	・還付の通知等を送付する際、納付書払いの保護者に対して金融機関に提出する口座振替納付依頼書を随時送付した。 (4月分納付書払い…430名 3月分納付書払い…144名) ・催告書を12月、1月、3月に送付した。		1,103,560	1,103,560	
中山間地振興課	中山間地域移住報奨金返還金	・電話催告、訪問催告を行うことで引続き早期回収に努めること。 ・債権管理台帳により、折衝記録、消滅時効を適正に管理すること。 ・自主納付が見込めない場合を想定し、法的措置(支払督促等)や債権放棄を検討すること。	電話報告は常に不通となるため、3月中旬に債務者の住所地である県内他市に訪問したが、家には家族しかおらず、本人は他市にいる旨を聞き取った。詳細な住所がわからなかったため、今後は県内他市に対して住所異動の公用請求を行い、本人の居住地を追跡していく。異動歴が無かった場合には法的措置や債権放棄に向けて検討する予定である。		600,000	600,000	
下水道維持課	契約解除に伴う損害金(雑入)	・引き続き破産管財人弁護士と定期的に連絡を取り破産手続きの状況を確認すること。 ・破産手続きが終了したとき(破産法220条1項)は会計上の不納欠損の処理を、状況に変化があり破産手続きが廃止したとき(同法216条、217条)は債権放棄の手続きを経て不納欠損の処理をすること。	・引き続き破産管財人弁護士と定期的に連絡を取り、破産手続きの状況を確認していく。(令和2年度は6月、9月、2月に進捗確認を行った。次回は令和3年5月に行う予定。)		221,184	221,184	

令和3年度 主要債権の管理に関する取組方針

債権名	市 税	国民健康保険料(税)	介護保険料	市立清水病院診療収入等
※令和2年度 実績推計 ()内は数値目標	現年度分収納率 98.71%(99.46) 滞納繰越分収納率 46.03%(43.01) 合計収納率 98.17%(98.82)	現年度分収納率 93.41%(92.98) 滞納繰越分収納率 24.06%(23.49) 合計収納率 84.65%(83.81)	現年度分収納率 99.27%(99.35) 滞納繰越分収納率 24.01%(22.29) 合計収納率 98.19%(98.15)	現年度分収納率 99.25%(99.28) 滞納繰越分収納率 8.63%(8.67) 合計収納率 92.99%(92.84)
令和3年度 数値目標	現年度分収納率 99.50% 滞納繰越分収納率 44.02% 合計収納率 98.89%	現年度分収納率 93.41% 滞納繰越分収納率 24.46% 合計収納率 85.42%	現年度分収納率 99.38% 滞納繰越分収納率 24.05% 合計収納率 98.33%	現年度分収納率 99.28% 滞納繰越分収納率 8.67% 合計収納率 92.84%
取組方針	各機能別の年間スケジュールの進捗管理及び納付環境の整備等を行う。	年間スケジュール表に基づいて、滞納整理事務の執行状況の進捗管理を行う。	滞納整理を計画的に実施するため、年間スケジュール表に基づき、進捗管理を行う。	未収金の発生防止と未収金発生後の早期対応及び未収金縮減策の強化を図る。
数値目標の達成に向けた取組	(1) 機能分担による滞納整理の実施 納税課・清水市税事務所にて現年度滞納分及び滞納繰越1年目を、滞納対策課にて滞納繰越2年目以降を分担し、それぞれの年間スケジュールに基づき滞納整理を実施する。 (2) 機能間の情報共有及び進捗管理の徹底 各階層の会議(滞納対策課班長会議、納税係連絡会、税務連絡会徴収部会)を毎月開き、収納率向上策を検討するとともに、情報共有と、年間スケジュールの進捗管理を徹底する。 (3) 現年度滞納事案への早期対策 納税課・清水市税事務所から滞納対策課へ滞納繰越1年目を移管する時期を半年早め、納税課等が現年度滞納事案の対応に一層注力できる態勢とする。 (4) 納付機会の拡大 令和3年度中に滞納分についてもコンビニやキャッシュレス決済で納付が出来るようにし、納付方法の選択肢を広げる。 (5) 猶予期間後の未納防止 徴収猶予事案について猶予期間満了前にお知らせを行い、納付ができない場合は状況を把握し適切に滞納整理を実施する。	(1) 通年で給与照会を実施するが、特に夏季及び冬季のボーナスを対象としたものに注力する (2) 滞納者に新規発生分保険料について、ペイジー口座振替受付サービスを使って口座振替加入を促し、滞納を抑制する。 (3) 財産調査を行った上で、徴収の見込みが無い案件については、積極的に滞納処分の執行停止を行う。 (4) 会計年度任用職員を活用することで、職員が滞納整理に専念できる環境を作る。 (5) 滞納整理の効率化を常に意識して、事務を見直していく。 (6) 督促状、催告書にバーコードを印字し、コンビニでの収納を可能にすることにより、納付機会の拡大を図る。	(1) 初期滞納者に対し、電話や文書による催告や徴収員による催告を実施するなど、早期対応を図る。 (2) 高額滞納者に対しては、財産調査等を通じて実態把握に努め、納付指導や分納管理を徹底する。 (3) 年金月を催告強化月間と位置付け、集中的に電話催告を実施する。 (4) 居所不明者の調査を行い、実態の把握に努める。 (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に配慮した納付指導を実施する。	(1) 未収金発生の防止及び早期対応 ①「高額療養費制度における限度額認定証」や「出産時育児一時金直接支払制度同意書」の提出推奨 ②「診療費のお知らせ」(催告書)の発送や、連帯保証人・相続人及び法定代理人への早期催告や臨戸催告の実施 ③外来時、入院中及び退院時、面談等による分納相談の実施 (2) 未収金の縮減に向けた取組みの強化 ①居所不明者・死亡者の住民票等調査による折衝先の把握 ②分納管理・分納不履行者への催告の実施 ③支払督促の継続実施

※令和2年度第3回債権管理委員会時点での推計値

債権名	保育料・こども園使用料	市営住宅使用料	水道料金	下水道使用料
※令和2年度実績推計 ()内は数値目標	現年度分収納率 99.27%(99.09) 滞納繰越分収納率 33.52%(23.51) 合計収納率 94.27%(92.75)	現年度分収納率 99.76%(99.65) 滞納繰越分収納率 18.67%(22.35) 合計収納率 92.85%(91.45)	現年度分収納率 99.17%(99.11) 滞納繰越分収納率 41.94%(27.44) 合計収納率 97.98%(97.01)	現年度分収納率 99.16%(99.05) 滞納繰越分収納率 39.34%(36.80) 合計収納率 97.87%(97.76)
令和3年度数値目標	現年度分収納率 99.28% 滞納繰越分収納率 33.53% 合計収納率 95.01%	現年度分収納率 99.68% 滞納繰越分収納率 23.55% 合計収納率 93.24%	現年度分収納率 99.16% 滞納繰越分収納率 27.46% 合計収納率 97.19%	現年度分収納率 99.10% 滞納繰越分収納率 37.00% 合計収納率 97.91%
取組方針	滞納整理を計画的に実施するため、滞納整理事務年間スケジュール表に基づき、進捗管理を行う。	滞納初期段階における早期の対応と、累積滞納者への法的措置の継続的な実施により、収入未済額を縮減する。	滞納者の性質別類型化による効率的な業務の実施及び法令に基づく適正な債権管理を行う。	滞納者の性質別類型化による効率的な業務の実施及び法令に基づく適正な債権管理を行う。
数値目標の達成に向けた取組	(1) 初期滞納者に対し、文書や電話による催告等を実施し、早期対応を図る。 (2) 納付促進のため、新規入園者で口座振替未登録者に対して勧奨を行い、口座振替加入率の向上を図る。 (3) こども園等に出向き、園長同席のもと直接面談により納付相談等を行う。 (4) 児童手当から保育料の徴収(充当)を実施する。 (5) コンビニ収納等の新たな納付方法の検討を行う。	(1) これまでどおり、現年度分について、徴収員4名による早期(納期限後、督促状発送前)の納付指導を中心に、収納係職員8名が一丸となって、年度内の滞納解消を意識した納付折衝を徹底する。これにより、翌年度への過年度繰越額及び、継続的な収入未済額の縮減につなげていく。 (2) 長期に渡る滞納で解消の目途がたない者など、法的措置(明渡訴訟)が必要な案件に対しては、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況変化に配慮しつつも、納期内納付者との公平性の観点から、法令に基づき適切に実施する。 (3) 収納係職員が、効率的な滞納整理に注力できるよう、解決の目途がたない案件については、条例に基づき適正に債権放棄していく。	(1) 現年度分及び軽易な過年度分の徴収業務を民間委託業者が担当し、高額滞納者・悪質滞納者等の徴収業務を職員が担当することによる効率の良い滞納整理の実施 (2) 民間委託業者によるノウハウを活用した滞納整理の強化 (3) 担当職員別未収金集計、進捗状況管理表による管理 (4) 回収不能債権の整理及び処分の促進 (5) 口座振替勧奨の推進 (6) クレジット等新たな納付方法の検討・導入 (7) 未納2期以上を対象とした給水停止強化の継続実施 (8) 支払督促の継続実施	(1) 現年度分及び軽易な過年度分の徴収業務を民間委託業者が担当し、高額滞納者・悪質滞納者等の徴収業務を職員が担当することによる効率の良い滞納整理の実施 (2) 民間委託業者によるノウハウを活用した滞納整理の強化 (3) 担当職員別未収金集計、進捗状況管理表による管理 (4) 回収不能債権の整理及び処分の促進 (5) 口座振替勧奨の推進 (6) クレジット等新たな納付方法の検討・導入 (7) 差押の継続実施

※令和2年度第3回債権管理委員会時点での推計値

債権名	生活保護返還金、徴収金等	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 元金・利子、違約金
※令和2年度 実績推計 ()内は数値目標	保護費からの充当及び分納誓約による 分納の実施割合 62.86% ※保護受給中のものに対する割合 (件数ベース)	【元金・利子】 現年度分収納率 85.49% 滞納繰越分収納率 12.04% 合計収納率 43.77% 【違約金】 合計収納率 7.86%
令和3年度 数値目標	保護費からの充当及び分納誓約による 分納の実施割合 65.00% ※保護受給中のものに対する割合 (件数ベース)	【元金・利子】 現年度分収納率 85.25% 滞納繰越分収納率 9.66% 合計収納率 42.20% 【違約金】 合計収納率 6.48%
取組方針	催告、折衝、納付指導を適切に実施し、保護費からの直接充当による納付、分割納付誓約による納付を進める。	滞納初期段階における早期の対応及び長期滞納分を縮減する取組により未収金の圧縮を図る。
数値目標の達成に向けた取組	(1)生活保護受給者に対し、ケースワーカーによる生活把握調査(訪問調査)時に、納付指導も併せて実施する。 また、滞納整理期間(10~12月)を設定し、分納を実施していない被保護者に対し、臨戸、電話、文書等の方法で指導を実施する。 (2)生活保護を廃止した債務者に対し、滞納整理期間(10~12月)を設定し、集中的に居所把握調査、催告書の発送及び納付指導を実施する。 (3)生活保護受給者に対し、収入申告書、資産申告書の提出を求める事により被保護者の資産状況等を把握し、債権の未然防止、早期是正に努める。 (4)課税台帳照合調査を早期に実施(6月)し、不正受給の早期是正に努める。 (5)生活保護費の戻入については、収入充当での対応を原則とし、戻入金を発生させないよう努める。	各区子育て支援課と連携し、滞納整理事務年間スケジュール表に基づいて以下のとおり実施する。 (1)現年度分については滞納整理強化期間に文書催告及び電話催告を実施する。 (2)初期滞納者(初めて滞納が発生した方)に対し、早期に電話催告を実施する。 (3)滞納繰越分については債権回収業者に委託する。 (4)口座振替による償還を勧奨する。 (5)回収の目途がたない債権の整理及び処分を行う。 (6)免除規定に基づき違約金免除を適切に行う。